

## 教科書の民主的な採択を求める特別決議

2015年度用高等学校教科書の採択において、特定の教科書を排除する動きが全国にひろがっている。文科省の教科書検定に合格した実教出版発行の『高校日本史 A』と『高校日本史 B』を、教育委員会の判断で採択の対象から排除するというものである。2013年度用採択時から続くこの動きは、2012年に東京都教育委員会と横浜市教育委員会から始まり、2013年には神奈川県や大阪府、大阪市の教育委員会、2014年にはさらにエスカレートし千葉県や埼玉県をはじめ多くの教育委員会へと広がっている。

最初に妨害を行った東京都教育委員会がこの教科書を排除した理由は、国旗・国歌法の説明で「一部の自治体で公務員への強制の動きがある」とする表現が「教育委員会の考え方と異なる」ためだとしていたが、いまでは歴史認識を「不適切」とする教育委員会まで現れている。

実際の授業で生徒と向かい合う教育現場からは、この教科書を使って授業を行いたいという要望が多くあるが、その要望は実現していない。文書で明確に排除を通知している教育委員会は東京都だけだが、口頭で排除を指導している教育委員会が多い。そのため学校現場では、学校長の段階で別の教科書を選ぶように指導がなされ、この教科書は生徒の手に届いていない。採択されないのは学校段階での判断だとしているが、そこには教育委員会の強い意向が反映している。

各地の教育委員会がこの教科書の採択に否定的なのは、県議会や市議会などでの右派議員による不当な圧力があるためだ。千葉や埼玉、大阪や愛知などの府県議会では、「自虐的なこの教科書を、なぜ採択するのか」など、根拠のない追及が一部の議員により強烈に行われている。教育委員会がこれを嫌い、あるいは迎合し、議会での俎上に載せないようにしているのではないだろうか。

だとすれば、教育基本法第16条が禁じる「教育への不当な支配・介入」以外の何物でもなく、とうてい許されるものではない。「この教科書を使うな」という不当な介入は、やがて「この教科書を使え」「これは教えるな、これを教えろ」という極めて政治的な介入に変容しかねない。教育委員会制度が改悪された来年の中学校教科書採択で、つくる会系の教科書採択を企む勢力の狙いと通底する。

そもそも、子どもたちが学ぶにあたって、最良の教材を選択できるのは、ともに学ぶ現場教員である。このことは、ILO・ユネスコの「教員の地位に関する勧告」でも明確に示された国際基準である。現場教員の意向を無視し、政治が教育のあり方を決めることは、教育の中立性を根底から覆すことになり、さらには子どもの学ぶ権利を蹂躪することにもなる。

憲法を変えて戦争する国になろうとする勢力は、政権批判を許さず、また物言わぬ国民を育成するために、教育・教科書を一元的に支配・統制しようとしている。こうした暴挙を許してはならない。

MICは、このような行政や政治による教育への不当な介入を許さず、保護者、市民団体、広範な人々と共同し、教育の真の民主化のために全力で闘う。

2014年9月27日

日本マスコミ文化情報労組会議 第53回定期総会